

<長崎3区>谷川やいち 予定候補

【設問①】新型コロナ対策について、この1年半の日本政府の対応に点数をつけるとしたら100点満点中何点になると思われますか。またその理由についてご記載ください。

両方を守るという観点から、この問題に取り組んでまいりました。ワクチン接種については、当初目標の1日100万回を大きく上回るペースで進行し、今月末には6割の国民が2回接種完了見込みです。希望する全ての方が早い時期に接種を完了すべく取組を促進する一方、国産ワクチン・治療薬の開発・生産にも最大限の支援を講じております。

引き続き医療体制の確保を図りつつ、ワクチン接種の迅速化に努め、安全・安心な社会をとり戻せるよう努力していただきたいと思っております。

【設問②】私たちはこのコロナ禍において、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病院だけでなく「すべての」医療機関とさらには介護事業所も経営への影響を受けていると考えています。そのうえで「すべての医療機関と介護事業所への減収補填」を求めています。どうお考えになりますか。

医療機関支援として総額4.6兆円の予算を措置し、様々な支援を実施しています。これらの支援を受けても結果としてなお損失が生じた医療機関がある場合は、どのような対応ができるか、引き続き検討してまいります。

【設問③】新型コロナウイルス感染症患者を多く受け入れているのは主に公的病院です。しかし、この現状でも公的病院等の統廃合は予定通り進められています。この点についてどうお考えになりますか。

地域医療構想は、今後の人口減少・高齢化に対応し、質の高い医療を効率的に提供できる体制を構築するため、将来に向けて、地域ごとに医療機関の役割分担や連携について議論していくものであり、着実に進めていくことが重要と認識しています。

【設問④】改正働き方改革関連法により、残業時間の上限が規制されました。しかし、この基準は過労死ラインと同レベルであり、現状では「働かせ方」に大きな変わりはないものと思われます。また、今後、残業時間の短縮を進めた場合、現場の人手不足につながると考えられますが、この点をどのようにお考えでしょうか。

働き方改革関連法において設けられた上限規制は、実現可能な水準として労使が合意形成した内容に沿って設けられたものであり、また、同法に基づき新たに指針を定め、可能な限り労働時間の延長を短くするため、行政官庁が使用者等に対し、必要な助言指導を行っているものと認識しています。

さらに、働き方改革関連法では、上限規制とともに、多様で柔軟な働き方を実現するための制度改正も行われました。これらにより、働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できるようになることで、人材確保にもつながると考えています。

なお、病院等に勤務する医師に関しては、令和6年度から上限規制が適用されることとされており、これに向けて必要な支援が行われることが重要と考えています。

【設問⑤】憲法改正について、賛成か反対かどちらかでお答えください。またその理由についてご記載ください。

「現行憲法の自主的改正」は、自民党結党以来の党是である。国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の3つの基本原理は今後とも堅持し、憲法改正に取り組むべき。憲法施行74年の歴史を経て、わが国が直面する国内外の情勢等に対応し、憲法改正に関する国民の幅広い理解を得て、憲法改正を目指すべきだと思います。

【設問⑥】2021年1月22日、核兵器禁止条約が発効されました。被爆者の長年の悲願であり、被爆地長崎としてこの条約発効を歓迎する声は多数を占めます。しかし、日本政府は参加すらしていません。核兵器禁止条約に日本が参加するべきかどうかについて、理由も含めてお答えください。

核兵器禁止条約が目指す核兵器廃絶というゴールはわが国も共有していますが、厳しい安全保障環境や、核軍縮をめぐる各国の立場の隔たりがある中で、核兵器なき世界を真に実現するには、保有国・非保有国双方に働きかけ、理想に向け着実に進む現実的アプローチが必要です。抑止力の維持・強化を含めて、現実の安全保障上の脅威に適切に対処しながら、核軍縮を前進させる現実的かつ実践的な措置を着実に積み上げていくべきです。

【設問⑦】全世代型社会保障制度改革が推進され、健康保険法の一部改正により、一定以上の収入がある後期高齢者の医療費窓口2割負担が成立しました。この件についてどうお考えですか。

75歳以上の方の窓口負担の見直しについては、令和3年6月に健保法等改正法が成立し、現役世代の負担上昇を抑制する観点から、高齢者であっても一定所得以上の方に限っては負担割合を2割に引き上げるとともに、施行後3年間は負担増加を最大月額3,000円に抑える配慮措置を設けていると承知しております。

【設問⑧】設問⑦の「一定以上の収入」として「年収200万円の単身世帯」という位置づけとなっていますが、「年収200万円の単身世帯」は経済的余裕があると思われませんか。

少子高齢化が進み、令和4年度（2022年度）以降、団塊の世代が後期高齢者となり始めることで、後期高齢者支援金の急増が見込まれる中で、若い世代は貯蓄も少なく住居費・教育費等の他の支出の負担も大きいという事情に鑑みると、負担能力のある方に可能な範囲でご負担いただくことにより、後期高齢者支援金の負担を軽減し、若い世代の保険料負担の上昇を少しでも減らしていくことが、今、最も重要な課題かと思えます。これらを総合的に勘案し、後期高齢者（75歳以上。現役並み所得者は除く）であっても課税所得が28万円以上（所得上位30%²）かつ年収200万円以上（単身世帯の場合。複数世帯の場合は、後期高齢者の年収合計が320万円以上）の方に限って、その医療費の窓口負担割合を2割とすることが決まりました。長期頻回受診患者等への配慮措置として、2割負担への変更により影響が大きい外来患者について、施行後3年間、1月分の負担増を、最大でも3,000円に収まるような措置を導入していると存じております。

【設問⑨】気候危機をはじめ環境問題で問われている「2030年問題」についてどうお考えですか。

2050年カーボンニュートラルや2030年の温室効果ガス46%減は極めて野心的な目標です。気候変動や環境への対策を成長の機会としてとらえ、民間企業の投資促進によりイノベーションを加速するとともに、国民のライフスタイルの変革や地域の脱炭素を進めるため政策総動員で取り組むべきかと思います。

【設問⑩】近年、またコロナ禍において「自殺の増加」が問題となっています。「なぜ自殺が増えているのか」「なぜ生きづらい世の中なのか」をどのようにお考えですか。

年間自殺者は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いていると思います。誰もが自殺に追い込まれることのない社会を目指すために、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させることが重要かと思います。